

広島県告示第千百十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十五条において準用する生活保護法第四十九条の規定によつて、同法による施術を担当する者として、次のものを指定した。

平成二十三年十二月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

氏名	住所	施術所		業務の種類	指定年月日
		名称	所在地		
玉城 武和	廿日市市宮内 一六〇九番地 一―三〇二	健真接骨院	廿日市市宮内 四四三三番地	柔道整復	平成二十三年一 月二日
上野 大輔	廿日市市宮内 四三二五番地 一―三〇六	健真鍼灸院	廿日市市宮内 四四三三番地	はり・きゆう	平成二十三年一 月二日